

感染症による出席停止について

下記の表にあるような学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づく基準により出席停止の措置が取られます。他の生徒へ感染させないため、また余病を防止するためにも登校を控えてください。登校するに当たっては、インフルエンザに罹患した場合は「インフルエンザによる欠席届」、その他の感染症に罹患した場合は「治癒証明書」の提出が必要となります。

※インフルエンザに罹患した場合と、その他の感染症に罹患した場合でご提出いただく書式が異なりますのでご注意ください。

【手続き】

1. 医師の診察を受け、出席停止の診断・指示を受けたら、速やかに担任へ連絡をしてください。その際に、病名と出席停止の指示を受けた旨をお伝えください。
2. 学校のホームページから「インフルエンザによる欠席届」または、「治癒証明書」をダウンロードし印刷してください。
3. 病気が治って登校する際は、インフルエンザの場合は「インフルエンザによる欠席届」を保護者の方が記入し担任へ提出してください。その他の感染症の場合は「治癒証明書」を医師に記入してもらい担任へ提出してください。
4. 出席停止の場合、通常の欠席（病気、怪我、事故、私用など）とは区別され、学級閉鎖や忌引と同じ区分に記録されます。

学校感染症の種類と出席停止の基準

種類	病名	出席停止基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症性急性呼吸器感染症（SARS） 特定鳥インフルエンザ 中東呼吸器症候群	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱の解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発生した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染の恐れがなくなるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで

※その他の感染症とは、条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症。

その他の感染症	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
---------	--	-----------------------------